

令和4年 教育委員会第9回定例会 会議録

日時 令和4年5月24日（火） 午後3時00分～午後4時10分  
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

(1) 議案第17号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

第 2 報告

【子ども総務課・子ども施設課】

(1) 住民監査請求に基づく監査の結果について（報告）【秘密会】

【子ども支援課】

(1) 幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況（令和4年5月1日時点）

【児童・家庭支援センター】

(1) 令和4年度学童クラブ学年別在籍状況（令和4年5月1日現在）

【学務課】

(1) 令和4年度学級編制（令和4年5月1日現在の児童・生徒・学級数）について

【指導課】

(1) 令和5年度使用教科用図書採択について

(2) リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応について

(3) いじめ、不登校、白鳥教室の状況について（4月）

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月5日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（11名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久

子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米 教育長	<p>開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染の予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>ただいまから令和4年教育委員会第9回定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は長崎委員にお願いします。</p> <p>議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。</p>
子ども総務課長	<p>はい。子ども総務課長です。</p> <p>本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、そして私、子ども総務課長です。オンライン出席している幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、返事のほうをお願いいたします。</p> <p>それでは、呼び上げます。教育政策担当課長。</p>
教育政策担当課長	はい。教育政策担当課長です。
子ども総務課長	子ども支援課長。
子ども支援課長	はい。子ども支援課長です。
子ども総務課長	子育て推進課長。
子育て推進課長	はい。子育て推進課長です。
子ども総務課長	児童・家庭支援センター所長。

児童・家庭支援センター所長  
子ども総務課長  
子ども施設課長  
子ども総務課長  
学務課長  
子ども総務課長  
指導課長  
子ども総務課長  
九段中等教育学校経営企画室長  
子ども総務課長

はい。児童・家庭支援センター所長です。  
子ども施設課長。  
子ども施設課長、赤海です。こんにちは。  
学務課長。  
はい。学務課長、大塚です。よろしくお願ひします。  
指導課長。  
はい。指導課長、山本です。よろしくお願ひいたします。  
九段中等教育学校経営企画室長。  
はい。九段中等、大塚です。よろしくお願ひします。  
はい。

堀米教育長

以上のとおりの出席状況でございます。よろしくお願ひいたします。  
本日の議事日程をご覧ください。区のホームページでお知らせした議事日程に一部変更がございます。日程第2、住民監査請求に基づく監査の結果及びリバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応について、追加させていただいております。また、日程第2、住民監査請求に基づく監査の結果でございますが、個人情報を含む内容のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思います。

本件につきまして、秘密会とすることについて、賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、本件につきましては会議の最後に取り扱わせていただきます。

## ◎日程第1 議案

### 指導課

#### (1) 議案第17号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

堀米教育長

日程第1、議案。

それでは、日程第1、議案事項に入ります。議案第17号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長

はい。指導課長です。

それでは、私から、議案第17号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号及び添付資料に基づき説明をいたします。

まず、添付の資料をご覧ください。1の趣旨ですが、東京都や他団体との均衡を図るため、教員の特殊業務手当の見直しを行うものとなります。

2、改正の内容ですが、教員の特殊業務手当の上限額を、教員特殊業務に

従事した日1日につき、従来の6,400円を1万6,000円に改正するものとなります。

具体的には、添付の新旧対照表をご覧ください。特殊勤務手当とは、第16条に記載のとおり、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給すると定められております。

具体的な業務内容といたしましては、資料に記載はございませんが、非常災害時における教員の特殊業務の際の手当となっており、例えば特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務については、改正前は6,400円だったものを、改正後は1万6,000円に支給するという内容になります。

資料、3番の改正を予定している条例につきましては、幼稚園教育職員の給与に関する条例となります。

4、新旧対照表につきましては、先ほどご覧いただきました別紙のとおりとなります。

5、施行期日ですが、こちら、議案第17号に記載のとおり、公布のから施行となっておりますが、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用とし、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については従前の例によることとなります。

本件につきましては以上です。よろしくお願いたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この件につきまして、ご質問がありましたら、お願いたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

この中で、16条の1項に「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務」という勤務内容の特定がされていますけれど、これは具体的に言うと、幼稚園職員の場合にどういう勤務内容がこれに該当するということなのでしょうか。

堀米教育長

指導課長、お願いたします。

指導課長

はい。指導課長です。

先ほども少し具体的な例を申し上げましたけれども、例えば先ほど申し上げた例で申し上げますと、甚大な被害の発生時における幼児を含む避難住民の救援業務についてですとか、負傷、疾病等の急務、救急の業務ですとか、避難業務等々に当たります。

金丸委員

ありがとうございます。

もう1点だけ。

堀米教育長

はい、どうぞ。

金丸委員

その後書いてある「その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの」と書いてありますけれども、「特殊性を給料で考慮することが適当な業務」というのは、具体的には何を意味するのでしょうか。

堀米教育長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 はい。指導課長です。

堀米教育長 もともと教員の場合には、超過勤務手当ということで4%がついてございます。そこに該当しないというところで、その部分について、今回の特殊業務勤務手当で対応するというような内容になります。

金丸委員 ありがとうございます。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

侯野委員 侯野委員、どうぞ。

侯野委員 はい。3番の、今回、金額が1万6,000円を超えない範囲内ということですけれども、前回までの6,400円から、3倍まではいかないですけれども、相当上がるのですけれども、この6,400円というのは、いつ設定されたものなんでしょうか。

堀米教育長 指導課長、お願いします。前回の改定ということですかね。

侯野委員 そういことですね。

堀米教育長 では、教育担当部長、お願いします。

教育担当部長 はい。これは東京都に準じて今回改正するのですけれども、東京都もともと6,400円だったものを1万6,000円まで上げました。他の政令市などを参考にして今回1万6,000円になったので、一気に3倍ぐらいになってしまうのですけれど、組合との協議を経て、東京都に準じて、今回決定したというものでございます。

侯野委員 そうすると、6,400円というのは、全国平均に比べてあまりにも低かったということなのですか。

教育担当部長 そうですね。それを考慮して東京都も改正したので、それに倣って特別区も今回改正するというところでございます。

侯野委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

堀米教育長 はい。ほかにございますでしょうか。

長崎委員 長崎委員、どうぞ。

長崎委員 はい。この「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務」の判断の基準がもう既にあるのかどうかという点と、あと例えば避難という状態になったら、これが必ず適用されると既に決まっているのかどうかという点については、もう決まっているのでしょうか。

堀米教育長 はい。これは指導課長でよろしいでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。

堀米教育長 はい、どうぞ。

指導課長 教育委員会規則で定めるということにはなっているのですが、この辺、指導課長、いかがでしょうか。

指導課長 はい。今、教育長からお話があったように、教育委員会規則で定めるということにはなっておりますが、具体的な業務につきましては、確認をしてからの報告ということでよろしいでしょうか。

堀米教育長 はい。では、それでよろしくお願いします。

長崎委員  
堀米教育長 はい。お願いします。  
大震災クラスを想定しているのかという気もするのですが、  
金丸委員、どうぞ。

金丸委員 例えば2年前の状況の中で、コロナ感染の問題について、例えば幼稚園教諭もコロナに感染する危険性は非常に高かった状況で、子どもたちを預かっていますよね。それはこれに該当するということなののでしょうか。

堀米教育長 通常の業務の中においてということですか。

金丸委員 そうですね。それで、例えば消毒をしなければいけないとか、いろいろな業務が付け加わっているではないですか。

堀米教育長 これについてはいかがでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。  
これまでこの業務に当てはまると思われる過去の事例を確認させていただいたところではありますけれども、3.11、東日本大震災のときも含めて、これに該当する業務は今のところ確認できておりません。

堀米教育長 はい。よろしいでしょうか。例として、学校が工事中、誰かが侵入して水浸しになり、水が下の階まで下りてきたと。そこに夜に行きまして、掃除を4、5人でしたと。その場合に特殊勤務手当が該当したことがあったかと思えますが、そのぐらい特殊なところかと。それは私が経験したのですが、そのときに幾ら出たか私は忘れてしまったのですが、そういうのは特殊業務手当の対象になるということだと思います。

指導課長、その辺のところなののでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。  
今、教育長お話しのところも、広く16条のところには当てはまる業務になるかと思えます。今回改定となるのは、特に非常災害時の特殊業務手当ということになりますので、よろしくお願いたします。

堀米教育長 はい。全部が全部1万6,000円ではなくて、その項目によって幾らというのは規定されておりますので、その中のいわゆる最大、大変なところの上限が1万6,000円に改定になったというようなことかと思えます。  
ほかにご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

金丸委員 今のお話を前提にしますと、これで、条例で改正をした後、教育委員会規則の改正もここで行われていくという、そういう段取りで理解してよろしいでしょうか。

堀米教育長 これについて、指導課長、お願いたします。

指導課長 はい。おっしゃるとおり、今後、規則の改正も予定しております。

堀米教育長 どういうものが該当するということは、やはり規定していくことになろうかというふうに思います。  
ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは、議案ですので、採決を採ります。賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。全員賛成により、可決されました。

◎日程第2 報告

子ども支援課

(1) 幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況（令和4年5月1日時点）

児童・家庭支援センター

(1) 令和4年度 学童クラブ学年別在籍状況（令和4年5月1日現在）

学務課

(1) 令和4年度 学級編制（令和4年5月1日現在の児童・生徒・学級数）について

指導課

(1) 令和5年度使用教科用図書採択について

(2) リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応について

(3) いじめ、不登校、白鳥教室の状況について（4月）

堀米教育長

続きまして、日程第2、報告事項に入ります。

幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況につきまして、子ども支援課長、説明をお願いいたします。

子ども支援課長

はい。子ども支援課長でございます。

それでは、幼稚園・保育園・こども園・認定こども園等の在籍状況に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

令和4年5月1日現在の幼稚園・子ども園の学級数及び園児数でございます。表の一番左の数字が学級数、括弧の数字が定員でございます。定員に変更はございませんが、学級数に関しましては、九段幼稚園、番町幼稚園がそれぞれ1クラス少なくなっております。その右側の枠でございます。こちらが園児数でございます。一番右下の合計数をご覧ください。令和4年5月1日現在の園児数合計は590名で、令和3年4月1日と比較すると44名の減となっております。令和3年度4月1日の3歳から5歳児の人口比較につきましても162名の減少となっているということも、要因であると考えております。減少傾向の強い幼稚園におきましては、園児の増加に向けた新たな取組なども実施していく必要があると改めて感じているところでございます。

次に下の表でございます。保育園・子ども園・認定こども園の定数と園児数となります。定数につきましては、昨今の人口の減少傾向でございますとか定員の空き状況などを踏まえながら、個別に保育園等と見通しを協議いたしまして、一部の園では定数の見直しなども昨年度から行っているところでございます。右下の合計をご覧ください。1,658名となっております。昨年度と比べますと4名の増となっております。

次に裏面をご覧ください。上の段のほうが地域型保育事業、下のほうが認

証保育所等の状況でございます。一番右下でございます定員数、園児数の欄の合計欄をご覧ください。認証保育所は都民の施設でございますので、合計364名で、昨年よりも13名の減、その隣の区民の数が286名で、11名の減となっております。

最後に一番下の枠内をご覧ください。左上、白丸が待機児童でございますが、こちらは該当者なし、ゼロでございます。その右側の特定園留保が33名で、10名の増。左真ん中の白丸が留保で9名、こちらは昨年と比べて1名の増。その右、転所留保が23名で、昨年と比べて7名の減。最後の段の申請取下・辞退の欄でございますけれども、9名で、1名の減となっております。

ご報告は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、幼稚園・保育園・子ども園・認定こども園等の在籍状況の報告をいただきました。

ご質問はありますか。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員

はい。今、最後に説明があった留保の方が、もし認可保育所が空いた場合は優先的に入ることが可能なのでしょうか。

子ども支援課長

子ども支援課長でございます。

堀米教育長

はい。お願いします。

子ども支援課長

留保ですけれども、それぞれポイントですとか、そのご世帯の状況がございまして、そのポイントの上位によって入りやすさというのが決まっております。ですので、一概には言えませんが、そういった状況があるということでございます。

長崎委員

はい。ありがとうございます。

堀米教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。

それでは、続きまして、令和4年度の学童クラブ学年別在籍状況につきまして、児童・家庭支援センター所長、説明をお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

児童・家庭支援センター所長の吉田です。

では、令和4年度学童クラブ学年別在籍状況（令和4年5月1日現在）、こちらについてご説明させていただきます。資料をご覧くださいと思います。

こちらの表で、まず右側、合計の欄で、今回、定員が1,178人に対しまして、在籍人数の合計は1,163人ということで、定員の範囲内に収まっておりまして、いわゆる待機児童というのは、今、区内に発生していない状況でございます。

少し見ていきますと、あと、まず表の左側のほうですね。西神田、神田、四番町、一番町、こちらは区立の児童館、学童クラブでございまして、4か



所あります。こちらは定員に対して在籍人数が上回っているような状況でございますが、いわゆる国の基準は満たして登録をいただいている状況でございます。

その後、右側、こちらは20か所、民営の学童クラブがございまして、定員が989人に対して930人ということで、右側を見ていただきまして、下のところに令和3年5月1日、昨年度の在籍人員ですね。こちらが856人とありましたのが、今回930人ということで増えておりまして、例えばその隣のベネッセ万世橋学童クラブですとか、昨年度は10人登録だったものが今回25人ということで増えてきたような状況、こういったところで増えておりまして、民営のほうで人員が増えてきたということで、トータルとしては、いわゆる登録人員の割合というのでしょうか、入所率というのでしょうか、そういったものは昨年度よりも上がってきているような状況でございます。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

それではご質問を頂きます。何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

民営のほう去年より増えてはいるのですけれども、区立の学童クラブが、かなり定員を上回っているように思います。この入れなかった方たちが民営の学童クラブに流れているということもあるのでしょうか。

堀米教育長

児童・家庭支援センター所長、お願いします。

児童・家庭支援センター所長

はい。そういったことも考えられますのと、あと、やはり学校内にありますクラブ、アフタースクールさくらですとか、千代田小の7階、ちょうど児童・家庭支援センターの上にありますけれども、そういったところもやはり人気が高く、さらに、こういったところは定員を超えて受入れが難しいような状況もあって、そういったところからも流れてきているような状況もあるかと思えます。

以上でございます。

堀米教育長

はい。ほかにございますでしょうか。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員

はい。民営のほうで定員よりかなり少ない、例えばキッズクラブ神田とかは、50名の定員のところを17名ということで、こういった定員をかなり下回っている学童クラブでも運営的に問題はないのでしょうか。

堀米教育長

はい。児童・家庭支援センター所長、お願いします。

児童・家庭支援センター所長

はい。補助金を区から出してございまして、定員に満たないと入らない事務費や育成料等の部分は、いわゆる補填のような措置がございまして、運営の支援を行っております。

長崎委員

はい。ありがとうございました。

堀米教育長

はい。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。

それでは、続きまして、令和4年度学級編制につきまして、学務課長、説明をお願いいたします。

学務課長 はい。学務課長、大塚でございます。

それでは、学務課資料をご覧いただきたいと存じます。令和4年度学級編制につきまして、文部科学省が実施する学校基本調査の基準日である5月1日の状況をご報告するものでございます。

資料の上段の部分が小学校の状況でございまして、左側が学級数になります。表の下が合計数になっておりまして、学級数は全体で115学級です。児童数につきましては、その表の一番下の右側で、児童数合計が3,238名となっております。これを昨年の5月1日と比較いたしますと、学級数全体では4校で4学級の増、児童数全体では24名の増となっております。学級数増の内訳でございまして、麴町小学校、九段小学校、番町小学校、そして富士見小学校の特別支援学級、これは新設で、それぞれ1増で、4学級の増となっております。

続きまして、中学校でございまして、中学校と中等教育学校の前期課程につきましては、その下、真ん中の表となります。学級数は左側の一番下の合計でございまして、全体で37学級、生徒数が、右の一番端でございまして、1,249名となっております。昨年の5月1日と比較いたしますと、学級数全体としては2学級の減、生徒数は28名の減となっております。学級減の内訳は麴町中学校が2学級減となっております。

次の表でございまして、特別支援教育における通信指導学級・特別指導教室の児童・生徒数でございまして、通常学級の児童・生徒数の中に含まれており、内数としてこの表で記載してございまして、まず千代田小学校の言語でございまして、こちらが14名から19名と5名増、それから小学校特別支援教室の情緒の方でございまして、178名から179名で1名増、中学校の特別支援教室（情緒）、35名から42名、7名増となっております。

最後に、一番下の表につきましては、中等教育学校全体の学級数、生徒数でございまして、昨年の5月1日と比較いたしまして、生徒数が3名の減となっております。

説明は以上でございまして、どうぞよろしくをお願いいたします。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

ご質問等がありましたら、よろしくをお願いいたします。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員 九段中等の1年生が161名ということで、通常160名なのかと思っているのですが、このプラス1という数字はどのようなことで出てきているのでしょうか。

堀米教育長 はい。今年の入試の関係かと思うのですが、学務課長、お願いします。

九段中等教育学校経営企画室長 中等からお答えします。

堀米教育長 大塚室長。

九段中等教育学校経営企画室長

よろしいでしょうか。今回、コロナの関係で受検できなかった生徒に対して特例入試を行った結果、1名増という形になりました。

長崎委員

ありがとうございました。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

その1名が一応基準に合って、それで161人ということです。

40人学級なのですが、そのクラスだけ1人増えるということで対応していただいているようでございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、続きまして、令和5年度使用教科用図書採択につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

はい。指導課長です。

それでは、教科書の前に、先ほど幼稚園教育職員のところでご質問いただきました件について、回答させていただいてもよろしいでしょうか。

堀米教育長

はい。先にお願いします。

指導課長

はい。先ほどこの特殊業務に当たるものは誰が認定するのかというご質問だったかと思えますけれども、園長が認定するというので回答させていただきます。

堀米教育長

はい、分かりました。

指導課長

はい。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、令和5年度使用の教科書採択につきまして、前回の教育委員会において報告をさせていただいたところではございますが、各種資料の準備も整いましたので、改めてご説明申し上げます。

小学校・中学校・中等教育学校で使用する教科書を、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づいて、千代田区でも資料の1から3の千代田区立小・中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱及び細目、また千代田区立九段中等教育学校後期課程教科書採択にかかわる基本方針に基づいて、採択を行ってまいります。こちらが資料の1から3になります。

資料4から8につきましては、教科書採択における公正確保の徹底及び採択事務処理について等の文科省や都教委からの通知となります。

資料9につきましては、教科書展示会の実施についての詳細等となります。

次に、今後の日程等について報告いたします。まず、小・中学校において現在使用している教科用図書についてご協議いただき、最終的に採択していただくこととなります。また、特別支援学級における使用教科用図書につきましては、学級の児童・生徒の発達状況が多様であることから、単年度ごとにその児童・生徒に適した教科書を採択することとなっております。特別支援学級の教科用図書の採択につきましては、特別支援学級設置校の校長からの申請によるものとされており、小学校は千代田小学校と富士見小学

校、中学校は麴町中学校の校長が、その児童・生徒の個別指導計画に基づき選定したものにつきましてご協議いただき、教育委員会の皆様に最終的に採択していただくこととなります。中等教育学校につきましては、後期課程の教科書について、毎年、学校長の権限で選定したものを教育委員会に報告していただき、教育委員会の皆様に最終的に採択していただくこととなります。資料にありますとおりの事務日程で進み、7月26日の教育委員会にてご協議いただき、8月23日の教育委員会にてご議決いただくスケジュールとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

本件については以上です。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。大まかに言うと、昨年度の採択と中身は同じということでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。

基本的にはそうなのですが、昨年度は中学校社会についての採択も頂いておりますので、その部分についてはございません。

堀米教育長 そうですね。

あと、後期課程の教科書は、また見られるような形になっているのでしょうか。

指導課長 はい。数はたくさんございますが、できるだけ見られるような形で検討してまいりたいと思っております。

堀米教育長 よろしくお祈いします。

これについて、ご意見、質問等がありましたら、お願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 この一番右側に展示会としてあって、6月10日から6月23日までの展示会の期間になるだけ見てほしいということになりましようか。

堀米教育長 はい。この点についてはいかがでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。

教育委員の皆様におかれましては、別途こちらのほうで用意させていただきます。

堀米教育長 去年のように、また資料室に置くとか、そういうことでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。

詳細につきましては、また後ほどご説明させていただければと思っております。

堀米教育長 はい、分かりました。

ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。

それでは、続きまして、リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 はい。指導課長です。

引き続きまして、私のほうから、リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の

対応について、資料に基づき報告をいたします。

まず項番の1、今回の経緯及び学校・園の対応ですが、まず(1)として、都が5月22日をもってリバウンド警戒期間の終了を決定したこと。

(2) 5月20日に東京都教育委員会教育長から通知が発出されたこと。この2つを受けまして、(3)として、5月23日に千代田区立学校・園に、2枚目以降の資料のとおり通知をいたしました。

項番の2、前回通知から今回通知への主な変更点ですが、(1)として、大きな変更点が3点ございます。まず①、1点目は、マスクの着用についてというところで、多くの項目で熱中症の防止の観点を追記しております。②、2点目といたしまして、オンライン学習等への準備及び実施について、より積極的にオンライン学習の推進及び子どもとのつながりの維持等に努めることを推奨するよう、記載内容を変更いたしました。③、3点目といたしまして、学校行事等について、体育的行事、文化的行事の実施にあたっては、熱中症等にも留意した上で、必要な感染症対策を講じ、内容や方法を工夫して実施する旨を記載いたしました。

(2) 通知上の記載内容の比較といたしましては、以下の表のとおりでございますけれども、例えば先ほど申し上げましたマスクの着用については、2の基本的な感染症対策の実施について、(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導、(2) 家庭における感染症対策の依頼、(3) 教職員の健康管理の徹底等で、熱中症の防止等に十分留意する旨を記載しております。

また、オンライン学習等への準備及び実施については、資料をおめくりいただきまして、3の教育活動に関すること、(2) オンライン学習等への準備及び実施についての中で、「学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際は、「Teams」を活用してオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持に努めること」と記載内容を変更しております。

学校行事につきましては、その下の段、(6) 学校行事についての中で、「体育的行事、文化的行事の実施にあたっては、熱中症等にも留意した上で、必要な感染症対策を講じ、内容や方法を工夫して実施する」という記載を追記しております。

さらにその下、(7) 部活動につきましても、先ほど申し上げました熱中症の予防に関する記載を追記してございます。

より詳細な記述につきましては、資料2枚目の通知、後ろのほうに、別紙、比較対象表をつけてございますので、そちらも併せてご確認いただければと思います。

引き続き、各校・園における感染防止対策を徹底した上で教育活動を進めてまいります。

本件については以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。リバウンド警戒期間の終了に伴う学校の対応ということで、説明がありました。この件についてご質問がありましたら、お願いいたします。

5月からの宿泊行事については、通常のように実施できるということでしょうか。

指導課長 はい。指導課長でよろしいでしょうか。

堀米教育長 はい。

指導課長 はい。指導課長です。

5月からの宿泊行事、今週から小学校6年生の箱根移動教室が開始いたしました。2泊3日で実施をしております。また、6月に予定しております中学校移動教室等も、現時点では予定どおり実施されることとなっております。

堀米教育長 この件については何かご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、金丸委員、どうぞ。

金丸委員 正直言いますと、2年前の状況と比べたら、今のほうが感染は相当程度高いですね。リバウンド防止期間を中止してしまったからといって、感染症がなくなったわけではないし、相当程度の規模であるという状況の中で、一体我々は何を基準にして対策とか実施について決めていかなければいけないというのが、もう一つよく分からないと思います。要するに東京都がリバウンド防止期間をやめたからやっていいという話ではなくて、やはりもう少し細かく、千代田区としてはこういうところが宿泊行事をゴーにするポイントなのだとか、そこがやはりもう少し見えたほうがいいような気がいたします。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

この辺についてはいかがでしょうか。

学務課長 はい。学務課長です。

確かに、今、委員ご指摘のとおり、感染者数を見ますと、なかなか減らない状況が引き続き続いております。ただ、かつての第1波、第2波のときのように症状が重症化するというところが、大分従前と違って、逆に無症状化しているのですけれども、特に若年層などで感染が広がるといったような傾向が見られております。そういった特徴を踏まえつつ、感染状況の十分な感染対策を講じていけばリスク回避はできるというふうに、今私どもとしては認識しているところでございます。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。

それでは、続きまして、いじめ、不登校、白鳥教室の状況につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長 はい。引き続きまして、令和4年4月のいじめ、不登校、白鳥教室の状況について、報告いたします。

まず、いじめにつきましては、今年度累計が7件、これは全て昨年度末未

解消の継続案件となります。4月の新規は0件、解消も0件のため、今月末の未解消は7件となります。

不登校者数につきましては、欠席、出席停止の日数の合計が30日を超えた場合に計上していくこととなっておりますが、4月の授業日数は30日に満たないために、今月の不登校報告はございません。今年度も児童・生徒が安心して登校できるよう、各学校、関係機関と連携を取ってまいります。

次に、白鳥教室の利用状況につきましては、令和4年3月で一度解消となり、4月から改めて全員が再登録となるために、4月の新規登録者は14名、そのうち昨年度登録していた児童・生徒が12名、新規が2名となります。白鳥教室はセーフティネットとして大変重要な場所と認識しております。今年度も引き続き学校問題対策専門員等も活用しながら、各学校と白鳥教室が児童・生徒の情報を共有しながら連携を進めていけるようにしてまいります。

本件につきましては以上です。

堀米教育長

はい。いじめ、不登校、白鳥教室の状況の説明がございました。4月当初の数字ですので、これから増えてこなければいいというふうに思いながら見ておるわけですが、これについては、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

昨年度末の登録者数から、例えば中学校・中等教育学校の前期の3年生の5名は卒業したことによって消えますよね。その5名を除くと、29名のうち、あと24名いる。その24名については、これからまた登録が始まる可能性が高いと見たらよろしいのでしょうか。

堀米教育長

はい。指導課長、お願いいたします。

指導課長

はい。指導課長です。

そういった可能性が高いかどうかはちょっと不明ではありますが、そういった可能性は大いにあると思います。

堀米教育長

この辺の分析もまたこれからしていくというふうに思いますが、よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

##### (1) 教育委員会行事予定表

##### (2) 広報千代田(6月5日号)

堀米教育長

それでは、日程第3、その他事項に入ります。教育委員会行事予定表、それから広報千代田6月5日号につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

教育委員会行事予定表は、6月15日から6月14日まで記載をしております。教育委員会定例会、指導課訪問、教育委員訪問にプラスして6月22日は保幼小合同研修会、こちらはまだ時刻は調整中でございますが、九段小学校・幼稚園で行われるものが予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、広報千代田6月5日号の広報原稿一覧でございます。6月5日号の特集は、身近な自然ということで、自然に関する特集が組まれる予定であることと、区制75周年記念マップが付録でつく予定となっております。子ども部からは3件、子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会や親子の絆プログラムについて、あと指導課から、先ほどご説明のあった教科書展示会を開催しますという記事が載る予定でございます。そのほか、地域振興部から上がっている事項等につきましては、広報千代田のほうでご確認のほどよろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

説何かご質問がありますでしょうか。

教育委員訪問のほうも今月からスタートし、また5月後半から、終盤から来月にかけてもありますので、よろしくお願ひいたします。

ほかになれば、続きまして、前回、金丸委員からご質問がございました、保育園等における大雨等による浸水の危険性ということにつきまして子ども支援課長でよろしいですか。

子ども支援課長

はい。子ども支援課長でございます。

堀米教育長

はい。説明をお願いできますでしょうか。

子ども支援課長

はい。4月26日の教育委員会で、4月18日の読売新聞において、津波や大雨などで浸水の危険があるという浸水想定区域に立地する保育園や幼稚園などが、全国の主要都市で約4割に上っているという、アンケート調査で分かったのですが、千代田区はどうだったのだろうかということで、金丸委員からご質問いただいております。当日、お答えできなかった分をご報告させていただきます。

公立保育園につきましては3園ございました。現時点で3園とも全て確保計画をご提出いただいているというところでございます。

子育て推進課長

子育て推進課長です。

堀米教育長

子育て推進課長。

子育て推進課長

はい。今、支援課長からもご説明があったとおり、公立園にプラスして、私立園につきましても、浸水想定区域内に位置する保育園などの施設については、確保計画等が義務づけられております。今回指定を受けた施設が、私立保育園等で17園、認可外保育園等で25園の42園となっております。本日まで、確保計画の提出状況ですが、私立認可園等17園のうち6園、認可外保育園等につきましても25園のうち4園が提出済みとなっております。現状では



未提出の施設が多い状況となっておりますけれども、区といたしましては早急に提出していただくようお願いをしているところでございます。今後も園児の安全対策、万全に期すということが必要でございますので、この確保計画の提出を勧奨してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

本日はハザードマップをお配りしていると思うのですが、洪水の危険性がある地域は、主に西神田とか三崎町とか猿楽町、神保町辺りですね。この辺は危険性があるということでございます。

この辺についてご質問はありますか。

金丸委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

金丸委員

個別に見ればいいのでしょうかけれども、例えば4ページ、5ページを見ると、これは神田川の浸水に関してのことが書いてあって、そして、その次の8ページを見ると、今度は荒川のハザードマップになっている。けれど、多分雨が降って洪水の問題が起きたときには、両方とも来るだろうということで、両方を何か一遍で見られるようなものがあつたほうが、状況としては分かりやすいのかという感じがしました。

堀米教育長

災害対策のほうにも言っておきます。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。では、この件については終わりにします。

それでは、次に、秘密会に入る前に、教育委員さん方、情報提供がございましたら、お願いします。その後、秘密会をやってから休憩ということでよろしいですかね。

何か情報提供がございましたら、お願いいたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

よろしいでしょうか。結構、1回抜けたものですから、いろいろとあつたと思つていまして。

1つは、4月27日に、私は日経で読みましたけれども、スポーツ庁の会議で提言があつて、中学の運動部を外部運営にとか、それから希望する教員の兼職を認める。兼職を認めると、多分、教員としての仕事ではなくて、請負のような形でのクラブの指導を認めるのだと思うのですが、そのようなことが発表されているので、これがどうなるのか注視していきたいというふうに思いました。

それから次に、4月30日に千葉日報で面白い取組が書いてありまして、千葉市の教育委員会が市立学校で、児童・生徒を性暴力から守る取組として、千葉県弁護士会と危機対応チームの設置に関する協定を締結していると。同チームは、性暴力事案発生時にこれまで学校が行ってきた加害教員からの聞き取りを、弁護士のチームが行うという形で対応しようという内容で、これ

は、千代田区でも考えなければいけないのだらうと思います。というのは、やはり一番問題になるのは、学校で調べてしまうと、そのことで不信感が被害を訴えている人たちに生じてしまうので、客観的な第三者の対応は必要なのかという感じがいたしました。

それから次に、これも先ほどの話にもつながるのですけれども、5月6日の日経で、新型コロナウイルスの流行が子どもの生活や健康に与える影響について、国立成育医療研究センターが調査した結果が出ておりまして、小学校高学年から中学生までの子どもの1割から2割に鬱症状が見られるということが分かったと。鬱症状は非常に分かりにくい形で、例えば不登校の原因にも当然つながってくるわけで、その辺の状況をもう少し調べる必要があると。郵送による調査だと、小学校の5、6年は9%が、中学生については13%に中等以上の鬱症状が見られたということだったようです。この辺も注視していかないといけないのかという感じを受けました。

それから、5月10日の日経では不登校支援が出ておりまして、私もちょっと内容がよく分からないのですけれども、神奈川県大和市立引地台中学校の分教室というのですかね、WINGというのが、生徒がリラックスして学べる空間として設置されていると。授業時間数の削減や弾力的な教育課程の編成ができる不登校特例校の認定を文部科学省から受けてやっているのだと。この特例というのは現在全国で21校あると書いてあるのですが、千代田区ではこういう多分特例は受けているのでしょうか。

堀米教育長  
金丸委員

受けていないです。

受けていないのだとすれば、これから先のことを考えると、ちょっと研究する必要があるかというふうに思いました。

それから、前にちょっと申し上げたことと一致するのですけれど、5月17日には、長引くウクライナ情勢の悪化などによって、学校給食の食材費が高騰しているということで、文京区が6月以降、1食当たり10円の給食費を補助するとなって、もちろん千代田区ももう前から補助をしていますけれども、今の状況からいくと、同じ問題が起きるのかというふうに思っています。

それから、5月20日のMBSニュース、これは多分奈良県の放送局なのだろうと思うのですけれども、奈良県葛城市は子どもの悩みや不安を早期に発見しようと、日記のAI解析というユニークな取組を始めたということで、子どもたちに毎日日記を書かせて、その日記の中の言葉を取り上げて問題があるかないかということを調査できるようなシステムを導入し始めたということで、これについても、効果があるかどうかも含めて検討する必要があるのではないかというふうに思いました。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。6点ほど情報提供をしていただきました。

指導課長、子どもの鬱というのは、情報として何か入っていますでしょうか。

指導課長

はい。指導課長です。

今、金丸委員からお話のありました点について、幾つかお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

堀米教育長

はい、どうぞ。

指導課長

はい。まず中学校部活動の件につきましては、外部委託も含めてというところで、来年度、再来年度に向けて、指導課を中心に、他の課とも含めて検討しているところがございますので、また、適宜ご報告させていただければというふうに思っております。

また、子どもたちを性暴力から守るという件につきましては、たしかこれは条例だったかと思えますけれども、制定もされたところがございます。そこも含めて、相談窓口を設置というところで、区としても検討していかなければいけないというふうに認識をしているところです。

それから今お話のありました鬱症状につきましては、非常に深刻な問題だと捉えております。学校では担任だけではなくスクールカウンセラーや養護教諭も含めて、組織的に子どもたちを見守り、そういった対応をしていきたいと考えております。

そして、不登校特例校につきましては、10の都道府県で、公立、私立も含めて、お話しのとおり21校指定されているというふうに認識しております。こちらはその動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

また、最後のお話、日記、AIで解析というようなどころにつきましては、本区で導入しております1人1台タブレットにも「心の天気」というソフトも入っておりますので、そちらを活用して、子どもたちのその日の気分を確認するというような機能もございますので、活用していきたいというふうに思っております。

私からは以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

学務課長、給食費の関係については、どんな感じでしょうか。

学務課長

はい。学務課長です。

先月の教育委員会でも金丸委員からご指摘いただいたと認識しております。やはり油、そして野菜ですとタマネギなどが、かなり高騰してきているという現場からの状況報告は受けております。新年度に入りまして、4月、5月の各校・園のそういった食材関係の購入状況、そういったものは6月に出てまいります。出てきた具体的な数字をにらみながら、差し当たって周辺区では6月に補正といった動きが出ておりますが、当区においてはそこまで逼迫はしておりませんが、予断を許さないの、鋭意そういったシミュレーションも今後しながら、具体の検討を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

堀米教育長

はい、分かりました。ありがとうございます。

このことについてはよろしいでしょうか。

(はい)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

では、ほかに情報提供がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

(な し)